

これまでのデジタルプラットフォーム事業者の取引慣行等に関する主な実態調査



別紙 1

対象分野	独禁法上・競争政策上の考え方	その後の動き
オンラインモール ・アリストア (令和元年10月公表)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ アプリストア運営事業者が、アプリ外決済を禁止しアプリ内課金の利用を不当に強制することや、<u>アプリ外決済に係る情報提供を不当に妨げることは</u>、独占禁止法上問題となるおそれ。 ➤ <u>販売価格の階層を多数用意</u>するなど、利用事業者が自由な価格を設定できる必要。 ➤ <u>取引の公正性・透明性を高め、公正な競争環境を確保</u>するために、以下の対応が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 手数料等の変更や請求内容、返金情報や売上情報の提供についての書面開示 ✓ 出店・出品の審査において不承認とした場合における事前通知及び理由の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について(令和3年9月)※リーダーアプリについて<u>アウトリリンクを許容</u> ➤ アップルが、App Storeにおける<u>価格設定の柔軟性を高める方針</u>を発表(令和4年12月) ➤ <u>透明化法</u>成立(令和2年5月)、オンラインモール・アリストア分野を対象として運用開始(令和3年4月)
デジタル広告 (令和3年2月公表)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 広告の表示基準、手数料・広告単価等、アドフラウド対策、第三者サービス接続基準等について、<u>一定の情報開示が必要</u>。 ➤ 有力なポータルサイトと媒体社の間の<u>ニュース等の配信に関する取引</u>について、ポータルサイトによるコンテンツの取扱いの考え方の開示や、両者における適切な交渉がなされることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>デジタル広告分野を透明化法の対象に追加</u>し運用開始(令和4年10月) ➤ ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査 ※下記参照
クラウドサービス (令和4年6月公表)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ クラウド提供事業者は、異なる提供事業者のクラウドサービス又はオンプレミスへの<u>利用者の移行等を妨げる技術上・契約上等の制約を最小限</u>とすること等が推奨される。 ➤ 利用者は、利用しようとするクラウドサービスがシステムの移行やデータポータビリティに関する自社のニーズを満たすことの確認の実施や、クラウドサービスの専門知識を有する人材の確保・育成等が推奨される。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ その後、諸外国の当局も実態調査を実施する（英当局：2023年10月正式調査開始、仏当局：2023年6月最終報告書公表）など、クラウドサービスに係る議論をリード ➤ クラウドサービスへの利用者に対する周知
モバイルOS等 (令和5年2月公表)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ モバイルOS市場・アプリ流通サービス市場における健全な競争環境の整備を図るとともに、アプリ等市場における独占禁止法違反行為の未然防止や独占禁止法上問題となり得る行為の改善の促進を図ることで、同法の執行による対応を補完するための以下の対応に関し、その実効性を確保するために、<u>必要な範囲で法律による制度整備により担保することが有効</u>。 ✓ アプリ市場その他周辺市場における自社優遇行為の防止 ✓ モバイルOS 市場及びアプリ流通サービス市場における健全な競争環境の確保 ✓ モバイル・エコシステムのルールメイキングに係る公正さの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ デジタル市場競争会議「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」(令和5年6月) ➤ 上記「最終報告を踏まえ、欧州・米国など諸外国の状況を見極めつつ、<u>デジタル市場における公正・公平な競争環境の確保のために必要な法制度について検討</u>する。」※「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」(令和5年6月16日閣議決定)
ニュース コンテンツ配信 (令和5年9月公表)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>許諾料の水準の決定根拠等について開示</u>することが望ましい。一方的な契約変更等により著しく低い許諾料を設定する場合、独占禁止法上問題となり得る。 ➤ 検索結果におけるニュースコンテンツの利用に関して、著作権法を踏まえ、十分な交渉等を通じて共通認識が得られることが望ましい。著作権の行使が可能な場合に、一方的に著しく低い許諾料を設定等する場合、独占禁止法上問題となり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 報告書公表後、ヤフーは<u>契約内容についての丁寧な説明と実績に応じた見直し等の取組</u>を順次実行しながら継続的な改善を図っていく旨の声明を発表 ➤ 日本新聞協会は、ニュースポータル事業者やインターネット検索事業者に対し、報道機関との真摯な協議を求める旨の声明を発表

※上記のほか、コネクテッドTV関連分野の実態調査を令和5年3月より実施中。